

＊ ＊ こども医療費助成制度 ＊ ＊

中学生（入院）

※申請手続きはこちらをご覧ください。

＊申請が 必要な方

申請が必要となる生徒には、7月下旬に「福祉医療費受給者証交付申請書」を送付します。

【申請が不要な生徒】

次の方は、申請が不要となりますので、「福祉医療費受給者証交付申請書」は送付されません。9月下旬に「福祉医療費受給者証（こども用）」を送付します。（転入などにより、父母の所得が不明な場合を除く）

- 小学6年生の時に「福祉医療費受給者証（こども用）」（オレンジ色）の交付を受けた中学1年生
- 令和元年8月1日（木）から令和2年7月17日（金）までの間に、父母の税額控除前市区町村民税所得割が非課税により「福祉医療費受給者証（こども用）」（オレンジ色）の交付を受けた中学1年生から3年生

※父母の税額控除前市区町村民税所得割が非課税世帯の中学生は、これまでと同様に通院と入院の医療費が対象となります。（ただし、課税であっても19歳未満の扶養親族がある場合、対象となることがあります。）

＊申請期間

令和2年7月28日（火）～令和2年8月17日（月）

※申請期間以降も随時受け付けいたしますが、11月1日以降に申請された場合は、申請月の初日から助成開始となります。また、転入された場合は、転入月の申請であれば転入日から助成開始となります。

＊申請方法

(1) 返信用封筒で申請する場合

同封します返信用封筒にて、次の書類をご郵送ください。

- ☐ 同封の申請書
- ☐ お子様の名前の入った健康保険証のコピー

(2) 窓口で申請する場合

次の書類等をご持参ください。

①持参書類

- ☐ 同封の申請書 ☐ 印鑑
- ☐ お子様の名前の入った健康保険証
- ☐ 父母のマイナンバーがわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）
- ☐ 来庁者の本人確認のできるもの（運転免許証等）

②申請先

各総合支所または地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び分館、市大海総合センター）



お問い合わせ先



山口総合支所保険年金課	福祉医療担当
小郡総合支所総合サービス課	市民生活担当
秋穂総合支所総合サービス課	市民生活担当
阿知須総合支所総合サービス課	市民生活担当
徳地総合支所総合サービス課	市民生活担当
阿東総合支所総合サービス課	市民生活担当

TEL (083) 934-2803
TEL (083) 973-8131
TEL (083) 984-8022
TEL (0836) 65-4113
TEL (0835) 52-1113
TEL (083) 956-0992